

尼崎商工会議所 起創会 会則

第一章 総 則

(目 的)

第1条 本会は尼崎商工会議所等が主催する起業家育成支援事業（創業塾等）を受講した者、創業・起業を志す者、創業・起業して間もない者等が、経営者としての人格、教養及び経営能力を高め、企業の社会的責任を自覚するとともに、会員相互で知恵を出し合いながら啓発と親睦を図り、あわせて尼崎商工会議所が運営する事業活動の一翼を担うことを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は尼崎商工会議所 起創会と称する。

(事務局)

第3条 本会の事務局は尼崎商工会議所に置く。

(事 業)

第4条 本会は、その目的達成のために次の事業を行う。

1. 経営に関する調査研究、講演会等の開催
2. 会員企業間の知識、情報、技術の交流
3. 販路開拓等を行う上での相互協力ならびに諸団体との提携交流
4. 会員相互の親睦を図るための事業
5. その他目的達成に必要な事業

第二章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会の会員は、下記の資格を有する者とする。

1. 尼崎商工会議所等が主催する起業家育成支援事業（創業塾等）を受講した者
2. 創業・起業を志す者
3. 創業・起業して間もない者
4. 会員から紹介を受けた者

(加 入)

第6条 会員となることを希望する者は、所定の加入手続により役員会において会員としてふさわしいと認めた上で決定する。また、会員となった者は会において知り得た情報を会員ではない外部の第三者に漏らしてはならない。

(会費等の納入義務)

第7条 会員は毎年定められた会費を所定の期日までに次のとおり納入しなければならない。

会員（年額） 10,000円

ただし、年度の後半に入会する会員についてはその半額とする。

また、懇親会等に参加する場合は、別途請求を行う。

(退 会)

第8条 次項に該当した者は退会とする。

1. 第6条に定める会員資格に相当しない者
2. 会費を納入しない者
3. 本会の名誉を著しく傷つけた者
4. 役員会において会員としてふさわしくないと認めた場合
5. 退会を希望する者

(休 会)

第9条 諸事情により、会に参加が困難な場合は、一定期間（最長1年間）、所定の手続きを行い、かつ、役員会にて認められた場合につき、休会措置をとることができる。その期間については、会費は請求されない。

ただし、すでに会費を支払っている場合は、10月1日（年度下期開始日）以前での、休会については、半期分の会費が返金されるが、同日以降の休会については会費は返金されない。

また、一定期間を超えて、休会措置を継続することはできない。

第三章 役 員

(役 員)

第10条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副会長 1名
3. 監 事 2名

2 本会は、目的に応じて専門委員を置くことができる。

(役員を選出)

第11条 本会の役員は会員の中から選出し会長・副会長・監事は役員の中から互選する。

2 選出の方法については別に定める。

(役員職務)

第12条

1. 会長は本会を代表し、会を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 監事は本会の業務及び経理を監査し、その結果を本会の総会で報告する。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了、または辞任によって退任した役員は後任者が就任するまで職務を行うものとする。

(アドバイザー)

第14条 本会は、アドバイザーを委嘱することができる。

第四章 会議

(総会)

第15条 総会は通常総会および臨時総会とし、会長が招集する。

2 通常総会は毎年事業年度終了後2ヵ月以内に、臨時総会は会長が必要と認め、役員会の同意を得て開催する。

(総会の決議事項)

第16条 この会則で別に定めるものの他、次の事項は総会の議決を経なければならない。

1. 会則の制定、変更または廃止
2. 事業計画、収支予算の承認
3. 事業報告、収支決算の承認
4. その他重要な事項

(総会の議事)

- 第17条 総会は会員総数の2分の1以上の出席により成立する。
- 2 総会の議長は会長がこれにあたる。
 - 3 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

- 第18条 役員会は第10・11条により決められた役員によって構成する。
- 2 役員会は会長が必要に応じ招集する。
 - 3 役員会の議長は会長がこれにあたる。
 - 4 役員会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会の決議事項)

- 第19条 次に掲げる事項は役員会の議決を経なければならない。
1. 総会に提案する事項
 2. 総会から委託された事項
 3. 会員の加入及び退会に関する事項
 4. その他目的達成上必要とする事項

(定例会)

- 第20条 定例会は、原則として毎月1回開催する。

第五章 会 計

(会 計)

- 第21条 本会の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 2 本会の経費は会費をもってこれにあてる。

(附 則)

1. 本会則は平成14年4月1日より施行する。
2. 平成15年5月13日一部改正
3. 平成18年4月27日一部改正
4. 平成20年4月25日一部改正
5. 平成22年4月21日一部改正
6. 平成23年4月20日一部改正
7. 平成24年4月18日一部改正

8. 平成 28 年 4 月 20 日一部改正